

令和2年3月 第1回佐々町議会定例会 会議録（4日目）

1. 招集年月日 令和2年3月3日（火曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 令和2年3月6日（金曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	須藤敏規君	2	浜野 亘君	3	永田勝美君
4	長谷川忠君	5	阿部 豊君	6	永安文男君
7	橋本義雄君	8	平田康範君	9	淡田邦夫君
10	川副善敬君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄 剛君	副 町 長	中村義治君	教 育 長	黒川雅孝君
総 務 理 事	迎雄一朗君	総 務 課 長	山本勝憲君	企画財政課長	藤永大治君
税 務 課 長	大平弘明君	住民福祉課長	今道晋次君	保険環境課長	安達伸男君
建 設 課 長	川崎順二君	産業経済課長	藤永尊生君	会計管理者	内田明文君
教 育 次 長	水本淳一君	農業委員会事務局長	金子 剛君	水道課長補佐	大石俊一君

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	松本孝雄君	議会事務局長補佐	松本典子君
議会事務局書記	濱野 聡君		

8. 本日の会議に付した案件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第7号 佐々町協働のまちづくり促進基金条例の一部改正の件
- 日程第3 議案第8号 佐々町ふるさと応援基金条例制定の件
- 日程第4 議案第9号 佐々町環境整備協力費基金条例制定の件
- 日程第5 議案第10号 佐々町公共施設整備基金条例の一部改正の件
- 日程第6 議案第11号 佐々町庁舎整備基金条例制定の件

- 日程第7 議案第12号 佐々町学校施設整備基金条例制定の件
- 日程第8 議案第13号 佐々町基本構想の策定に関する条例制定の件
- 日程第9 議案第14号 佐々町印鑑条例の一部改正の件
- 日程第10 議案第15号 佐々町営住宅条例等の一部改正の件
- 日程第11 議案第16号 佐々町水道事業給水条例の一部改正の件
- 日程第12 議案第17号 令和元年度 佐々町一般会計補正予算（第4号）

9. 審議の経過

（10時00分 開議）

— 開議 —

議 長（川副 善敬 君）

皆さん、おはようございます。

本日は令和2年3月第1回佐々町議会定例会本会議の4日目です。

本日の出席議員は全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（川副 善敬 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定によって4番、長谷川忠君、5番、阿部豊君を指名します。

— 日程第2 議案第7号 佐々町協働のまちづくり促進基金条例の一部改正の件 —

議 長（川副 善敬 君）

日程第2、議案第7号 佐々町協働のまちづくり促進基金条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第7号 朗読）

中身につきましては企画財政課長をもって説明させますので、よろしく願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

それでは、議案第7号の後ろに添付しております、まず、資料を御覧いただきたいと思います。

資料の下段のほうにふるさと納税というところで区分をしておりますけれども、平成27年度から平成30年度、この4年間の間にふるさと納税の分としての寄附をいただいた分で積み立てを行っております。その合計が1億1,200万程度ございます。この1億1,200万程度のこのふるさと納税の分の積立てが、現在、協働のまちづくり促進基金に積み上がっておる関係で、今回このふるさと納税のいただいた分を有効活用をしていきたいということで、今回、協働のまちづくり促進基金条例の一部を改正をお願いするものでございます。

それでは、議案第7号の1ページ目を御覧いただきたいと思います。

佐々町協働のまちづくり促進基金条例の一部を改正する条例。佐々町協働のまちづくり促進基金条例（平成20年佐々町条例第17号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正の内容でございますけれども、第3条、第5条、第6条につきましては、他の基金条例との表現の統一を図るものでございます。

第7条、ここで処分というところが出てきますけれども、裏面の2ページ目をお開きいただきたいと思います。

改正前につきましては、第1条の定める目的に沿って規則で定める補助金に係る経費の財源に充てる場合に限り処分することができるとなっております。今回ふるさと納税分の積み替えを行う関係で、今回この第2号のところに条文を追加をさせていただいて、町の施策の財源に充てるときということで改正をさせていただきたいと思っております。

第8条につきましては、他の基金の条例の表現の統一を図るものでございます。

附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

眠っていた基金をそれぞれ目的によって新しく使っていくということは私も賛同をいたします。

そこで、どの条例にも書かれているわけでございますけれども、土地開発基金にもございましたように、なかなか繰り戻しができていないということもございますので、確実な繰り越しの方法、期間、利率ということ、今どの程度の期間を考えておられるのかということ、それをまずお尋ねをいたします。期間とか利率。

議 長（川副 善敬 君）

企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

第6条のこの繰替運用ということで、財政上必要があると認め、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるという条文のところでございます。この基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用というのは、

現在行ってはおりません。基金は基金として運用をしておるものでございます。  
以上です。

議 長（川副 善敬 君）  
1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

現在は行ってないということでございますけれども、一応こういう条項をつくったっていうことは、将来繰替運用するということであつておられると思うんですけども、そしたらば、財政上必要があるときということ、いろんなパターンが出てきて、すべてこつから使っていけるような形につくってあるものですからですね、そこら辺を財政上必要があるということは何でも使えるってことなのか、それとも特定した目的のためということ認識されているのか、それぞれ今から、ほかの条例についてもこういう文言が入ってるものですから、統一的な見解をお尋ねしてるわけです。回答をお願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）  
企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

この繰替運用、財政上必要があると認めるときはということで、現時点では具体的に想定はしておりませんが、現状の基金の条文に今回、他の基金の条例とあわせた条文の統一を図ったものでございまして、現時点で財政上必要があるという想定は、現時点では行っておらないところでございます。  
以上です。

議 長（川副 善敬 君）  
1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

一応今後のことを考えてこの条文はつくってあるということで理解いたします。ということは、ある程度これを繰替運用するときは、議会に一応説明をしていただけるということで理解しとけばよろしいのでしょうか。

議 長（川副 善敬 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

もちろん、これ、基金の目的の設置として、設置の趣旨としてですね、我々としての運用するときには、やはり皆さん方にお知らせをしてやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）  
3 番。

3 番（永田 勝美 君）

基金そのものについてなかなか理解しにくいところがありますが、今回、協働のまちづくり促進基金を分割をして、協働のまちづくり促進基金とふるさと応援基金、環境基金等々にですね、分割するとなってるんですけども、今回この、なぜ分けるのかっていうことについて少しわかりやすく説明をいただけませんかでしょうか。

今まで要するにずっと積み立てきたもの、目的に沿って積み立ててきたけども、そいで使うときには、今町長のほうから議会のほうにも相談するよっていう話がありましたけれども、なぜこう積み立てたものをわざわざ分けないといけないのかっていうのがよく理解できないんですけど、いかがでしょうか。

議 長（川副 善敬 君）

企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

現在の協働のまちづくり促進基金にふるさと納税の寄附金の分の積立てを行っております。現在のこの協働のまちづくり促進基金の条例の処分では、第1条に定める目的に沿って、別に規則で定める補助金に係る経費の財源に充てる場合に限り基金の一部を処分することができるということで、この第1条に定める目的に沿ってしか処分ができない、活用ができないというところがございます。

ですので、今回の協働のまちづくり促進基金の改正につきましては、このふるさと納税分の積立て分を有効活用を図るために、この第7条に条文を設けて、ふるさと納税の活用を図っていきたいというところでの改正になっております。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）

3番。

3 番（永田 勝美 君）

いや、よくわからないですね、説明が。ふるさと応援基金というのを分けるわけでしょう。要するに協働のまちづくり基金に一本化されたものを分けるために、区分するために、処分の項目を追加したというふうに理解すればいいんですか。そうすると、そのふるさと納税の分について、今回、今後それを使えるようにすると、これまで簡単に言うと使えなかったと。使えなかったのかですね。先ほど第1条の目的って言われて、第1条がここに付いてないのでよくわからないけれども、第1条の目的だと、これまで貯めてきたものは、これまでは使えなかったというふうに理解すればいいわけですか。ふるさと納税基金については。

議 長（川副 善敬 君）

企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

この協働のまちづくり促進基金のこの第1条、ちょっと略しておりますけれども、第1条については、町民団体と町との協働によるまちづくりを促進し、町民の行政参加の機会の確保と意識の醸成及び行政コストの削減とサービスの向上を図ることを目的として、この基金を設置するということになっております。

今回、議員おっしゃるとおり、この協働のまちづくり促進基金にずっと積み上がるとの関係

で、現在までふるさと納税の活用ができていないと、このふるさと納税の積立て分を活用する、使えるようにしていくために、今回、次の議案にも関連しますけれども、ふるさと応援基金のほうに積み替えを行うための改正ということでございます。

議 長（川副 善敬 君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第7号 佐々町協働のまちづくり促進基金条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第3 議案第8号 佐々町ふるさと応援基金条例制定の件 —

議 長（川副 善敬 君）

日程第3、議案第8号 佐々町ふるさと応援基金条例制定の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第8号 朗読）

中身につきましては企画財政課長をもって説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

それでは、条例の1ページ目をお願いいたします。

設置の目的として、第1条でございます。ふるさと納税制度を活用して佐々町を応援するために寄せられた寄附金を原資とし、佐々町のまちづくりを実現するための事業の財源に充てることを目的とするため、佐々町ふるさと応援基金を設置するというものでございます。

第2条から第5条につきましては、他の基金の表現と統一を図っております。

第6条の処分というところで、今回、次ページまでまがりますけれども、大きくは7項目

ということで設定をさせていただいております。

一つ目に、保健、医療又は福祉の充実に関する事業。二つ目に、教育環境の充実に関する事業。三つ目、産業の振興に関する事業。四つ目、安心安全又は生活環境の向上に関する事業。五つ目、自然環境や景観づくりに関する事業。六つ目、住民との協働のまちづくりに関する事業。次の7つ目でございますけれども、その他目的達成のために必要と認められる事業ということで、大きく7項目を設定をさせていただいております。

現在のふるさと納税の募集につきましては、三つだけの設定になっておりまして、協働のまちづくりに、まちづくり促進事業と子どもたちの教育関連事業、指定なしというこの三つの分でございますけれども、今回は寄附者の選択の幅を充実をさせたいということで大きく7項目の設定をさせていただいております。

第7条につきましては、他の基金との統一的な表現でございます。

附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

3番。

3 番（永田 勝美 君）

1点だけですけれども、先ほどの今の課長の説明の中で、いわゆる処分の区分を7項目にしてあると。それは要するに受け入れる際のですね、区分を幅を持たせるためだというふうに御説明がありました。その受け入れる幅を持たせるというのは、要するに、例えばこれが仮に7項目の受入れ幅っていうふうになったときにですね、それぞれにその幅に沿って、その目的に沿って金額を示して、そしてその分を積み立てて、それ以外には使えないというふうにするんですか。そのあたりはいかがでしょう。

議 長（川副 善敬 君）

企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

おっしゃられるとおり、この寄附者の方に選択をしていただくようになります。今までは三つだけの選択でございましたけれども、今回4月からは大きく7項目の選択をしていただいて、それぞれ選択していただいた寄附額に応じて積立てを行っていくようになります。その積立てをしていただいた、寄附をしていただいた分で積立てをしていくようになりますけれども、それに依ってこの活用を図っていくというものでございます。

以上でございます。

議 長（川副 善敬 君）

3番。

3 番（永田 勝美 君）

そうしますと、ふるさと応援基金、新たにつくられるとしますと、その受入れごとに、目的ごとに残高ってというのが示されることになるんでしょうか。要するに基金の残高がね、今後受け入れる項目ごとに残高が示されて、それ以外に、例えば教育環境の充実に関する事業っていうのについては、その受け入れた範囲内でしか使えないと、そういうふう理解するんですか。

議 長（川副 善敬 君）  
企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

内部的には現在もこの三つの分で管理はしておりますけれども、今後もこの7項目の中で内部的に管理をしていきまして、それに応じて活用をさせていただくというところでございます。その残高に応じて活用をさせていただきたいと考えております。

議 長（川副 善敬 君）  
3番。

3 番（永田 勝美 君）

これはそうすると、それぞれの積立額っていうのは、内部的にって言われましたけれども、それについては、その活用に当たって基金の残高っていうことで、要するに議会等にもその内容については残高を示されるのかですね、今後ですね。そのことが確認したい。

議 長（川副 善敬 君）  
企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

この大きく7項目の残高は、今後決算の折とかに示していきたいと思っております。

議 長（川副 善敬 君）  
9番。

9 番（淡田 邦夫 君）

ちょっと私、委員外議員でよくわからないもんですから、初歩的なことかわかりませんが、お聞きください。

ふるさと納税ということで、資料のほうに書いてありますけど、平成27年、寄附額5,400万、積立額3,100万ということで、そこが違うわけですが、今まで先ほど3項目のその使用目的と言われましたけれども、今までどういうものに使われたのか、そこら辺のところをわかれば教えてください。

議 長（川副 善敬 君）  
企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

現在までの分で行きますと、まず一つ目が、協働のまちづくり促進事業というところに寄附をいただいた分の積立が約2,320万。二つ目に、子どもたちの教育関連事業というところでの寄附をいただいた分の積立が3,640万程度。それから、指定なしというところが5,250万程度でございます。これにつきましては今まで活用ができていないというところでございます。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）  
9番。

9 番（淡田 邦夫 君）

ちょっとよくわかりませんでした。例えば、そういう何に使いましたかということで、この2,320万とか3,640万とか五千幾らということでは言われましたけれども、ここの中で、例えば27年でも5,400万ですか、それから積立てで、だから2,300万、2,200万ぐらいは使われたわけですよ。何かにですね。そこら辺のところを、今まで使われて3項目って言われましたけれども、そういうものに使われて、使用されたのかということで。

議 長（川副 善敬 君）

企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

すみません、説明が不足しておりました。

寄附額としては合計で2億1,580万程度いただいておりますけれども、この寄附額のうち報償費に、ふるさと納税の報償費にまずいきます。で、その残った分が積立てというところで、現在まで1億1,200万程度が積立てを行っている。この積立てを行った分については、現在まで活用ができていないというところでございます。（淡田議員「わかりました。」）

議 長（川副 善敬 君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第8号 佐々町ふるさと応援基金条例制定の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第4 議案第9号 佐々町環境整備協力費基金条例制定の件 —

議 長（川副 善敬 君）

日程第4、議案第9号 佐々町環境整備協力費基金条例制定の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第9号 朗読）

中身につきましては企画財政課長をもって説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（川副 善敬 君）

企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

それでは、条文に入ります前に、先ほどの資料のほうをちょっと御確認いただきたいと思えます。資料の一番下段のほうに記載をしておりますけれども、平成28年から4年間の間に環境整備協力金ということで、ボートレースチケットショップ長崎佐々の協力金ということで、4年間で5,595万程度が入ってきております。これは現在まで活用ができておらず、一般財源に振り替わっていたものでございます。今回、この環境整備協力費の分につきまして、基金のほうに積立てを行い、これの有効活用を図っていきたいということで、今回、条例制定をお願いするものでございます。

それでは、条文のほうにお願いいたします。

佐々町環境整備協力費基金条例。設置の目的でございますけれども、提案のとおりモーターボート競争に係るボートレースチケットショップ長崎佐々における勝舟投票券の売上に関し、本町に納入される環境整備協力費の用途を明確化し、有効活用を図ることを目的とするため、佐々町環境整備協力費基金を設置するものでございます。

第2条から第5条につきましては、他の基金の表現と統一を図っております。

第6条、こちらで処分のほう、条文をあげておりますけれども、大きく四つということであげさせていただいております。一つ目が、教育及び子育て環境の整備を図るために要する財源とする場合。二つ目に、福祉の向上及び健康増進を図るために要する財源とする場合。三つ目に、豊かな自然を守るための環境保全に要する財源とする場合。四つ目に、ボートレースチケットショップ長崎佐々周辺の環境整備に要する財源とする場合ということで、大きく四つをあげさせていただいております。

今回、新たな条例ということで、他の自治体のこの環境整備協力費の条例も参考にしながら、今回この四つの大きなところでの四つということで条文をたてておるところでございます。

次のページに行きまして、第7条につきましては、他の基金と統一を図っております。

附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

2番。

2番（浜野 亘 君）

すみません、担当委員会の委員長さんには承諾を得て申し上げたいと思えます。

当日の委員会でちょっといなくて、よく見返してみますと、今、議案第7号と議案第8号、企画財政課長から文言の統一化を図りたいということをそれぞれおっしゃったので、気になる点を申し上げます。内容は問題ないんですけど、言い回しのことだけですけど。

第6条、処分。第7号議案でですね、第7条の言い回しは「財源に充てるとき」って書いてあるんですけども、ここではですね「要する財源とする場合」と、文言を統一するんだったら、ここまでされとったらよかったかなと思うんですけどよ。 「財源に充てるとき」との表現が「要する財源とする場合」という言い回しのことだけですけど、ちょっと気になったもんですから。以上です。

議 長（川副 善敬 君）  
企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

この処分のところにつきましては、議案第7号ではおっしゃるとおり「財源に充てる時」という表現をさせていただいております。この第6条の処分のところでは号立てをする、号立てでいっている条例もあれば、この条文、号立てをせずに表現をしている基金条例もございまして、ここでの統一、ここまでの統一まではできておりませんが、他の2条から5条と違っていうところだけはちょっと統一をさせていただきましたけれども、この第6条の処分の表現の仕方までは統一ができておりません。申し訳ございませんでした。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）  
2番。

2 番（浜野 亘 君）

では、次回改正のときに気掛けとっていただければと思います。

議 長（川副 善敬 君）  
ほかに。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。  
これから採決を行います。議案第9号 佐々町環境整備協力費基金条例制定の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第5 議案第10号 佐々町公共施設整備基金条例の一部改正の件 —

議 長（川副 善敬 君）

日程第5、議案第10号 佐々町公共施設整備基金条例の一部改正の件を議題とします。  
執行の説明を求めます。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第10号 朗読）

中身につきましては企画財政課長をもって説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（川副 善敬 君）  
企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

条文のほうにまいります。佐々町公共施設整備基金条例の一部を改正する条例。佐々町公共施設整備基金条例（平成9年佐々町条例第22号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

今回、公共施設整備基金条例の改正でございますけれども、先ほどの資料のほうで、公共施設整備基金につきまして、現在まで30年度末の残高でございますけれども、約27億7,600万が残高としてございます。今回、次の議案等にも関連はしてきますけれども、大きな財源を必要とする、この庁舎整備基金、学校施設整備基金の整備につきまして、この公共施設整備基金からの取崩しが主な財源となってきますけれども、その関係で、今回この公共施設整備基金の条例の改正をあわせて行うものでございます。

第1条の設置の目的というところで、改正前につきましては、公共施設の増改築及び補修等に充てることを目的とするため基金を設置するというところでございますけれども、改正後につきましては、公共施設の整備の財源に充てることを目的とするため、基金を設置するという改正を行わせていただいております。

第2条から第5条までにつきましては、他の基金との統一を図るものでございます。

第6条の処分のところで、こちらをあわせて増改築及び補修等という改正前を、整備に要する経費というところでの改正をさせていただきます。

第7条につきましては、他の基金の表現と統一を図るものでございます。

附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（川副 善敬 君）  
これから質疑を行います。  
5番。

5 番（阿部 豊 君）

まず、所管委員でございますけれども、見落としもございましたので、確認の意味を含めて質疑をさせていただきます。

まず、条例改正のつくり方という点で、改正前で見ますと、繰替運用、第4条なんですよ。であれば改正前後のこの作成の仕方がちょっといかがなものかと、理解できない部分があるものかと。と申しますのも、繰替運用について、ちょっと私も認識、勉強不足だったもので、要るものかと、何ぞやということで調べたところ、一般的に歳計現金がマイナスの場合にこの基金のほうからお借りすると、期間、利率を。繰替運用自体の条文が要るのかなっていう自体にちょっと疑問はあるんですけど、それは別としまして、繰替運用の条文が公共施設の基金の一部改正の部分でないということで見たと、第4条に元々あるんですけど、その部分の条項の変更と、その改正の改正前後の部分がちょっと合致しないんじゃないかなという部分があ

りましたんで確認をしたい。

もう一つ、総務厚生委員会の調査の際にも確認させていただいたんですけど、現在、新年度予算案作成中で検討中、まだ詳しい金額はというような答弁だったもので、制度設置の際の振替え、27億からのこの分の振替えをどのようにされて、今後この公共施設整備基金条例と、次に振り分けられると思うんですけど、そここのところの目標額はどのように考えられてるのかというのは確認しておきたいと。2点。

議 長（川副 善敬 君）  
企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

1点目の繰替運用という条文でございますけれども、こちらは改正前が第4条のところがございます。今回、改正後では、この第4条のところ運用益金の処理という条文が改正前にはございませんでしたので、今回この第4条を挿入しまして、第5条、この改正後の第5条が繰替運用の条文になるものでございます。ですので、改正前は第4条、改正後が第5条、ここが繰替運用の条文でございます。

次に、2点目の制度設計時の目標額というところでございますけれども、建設年度に必要な一般財源相当額、これを建設年度までに積立てを行っていく、確保していくというところで、積み立てる額は予算で定める額となりますけれども、現時点で、その目標額というのを具体的にお示しすることはできませんけれども、建設年度に必要な一般財源相当額を目標としております。現時点で具体的事業費というのがございませんで、現時点ではその金額というのをお示しはできませんけれども、その建設年度に必要な見込まれる額を積立てをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）  
5番。

5 番（阿部 豊 君）

1点目の説明は、企画財政課長の答弁どおりであれば、つくり方誤ってますよね。改正前と改正後のつくり方おかしくありませんか。略で出されれば見えませんよ。改正前にも変わるものであれば、そこはアンダーライン引いて表現するべきですよ。答弁のような改正内容になってないということを申し上げたいんですよ。

2点目、すみません、聞き方誤りました。これは公共施設整備条例の一部改正ですから、残るほうですよ、振り分けて残るほう。目標額は次の条項、議案の関係のほうで聞かなければいけなかったんですけど、振り分けられるような予定で一部改正されますから。では現在の27億のうち幾らこの基金に残るのかっていうことだけ、とりあえず今回改正される際の状況は確認しておきたい。

議 長（川副 善敬 君）  
企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

まず1点目のこの改正は、第4条であったものが第5条になりますので、この改正は、これで、この改正の仕方だと考えておりますけれども。

改正後に第4条が挿入されますので、第4条が第5条になるというものでございます。

議 長（川副 善敬 君）  
しばらく休憩します。

（10時43分 休憩）

（10時46分 再開）

議 長（川副 善敬 君）  
休憩前に引き続き会議を開きます。  
企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

申し訳ございません。改正前の第4条につきましては、繰り下がって第5条というところになります。この見出しを、表現を付けておりませんで、申し訳ございませんでした。

それから、2つ目の公共施設整備基金の幾ら程度残るのかというところでございますけれども、現在まだ具体的事業費というのがまだ上がってきておりませんので、これが上がってき次第、随時ですね、議会のほうにはお示しをしていきたいと考えております。よろしくお願いたします。

議 長（川副 善敬 君）  
5番。

5 番（阿部 豊 君）

すみません。私の認識誤りもありまして。

ただ、この条項ずれする際でも、その条文の表現を略ではなく書いとっていただければ、条項ずれになるんだよってという認識ができるもので、今後はそうしていただければありがたいなと。そうしないと常に条例等を手元に用意しとかなないと判断できませんので、誠に申し訳ございません。

2点目なんですけど、ということになると、このすべての細分化された後の年度末の現在ある27億7,684万4,000円の振分けは、条例改正条例案が提出され、今が、今度3月末ですね、この際にも振分けはないということなんですかね。現有基金の振分けはしないまま改正が行われるっていう認識なんですかね。

議 長（川副 善敬 君）  
企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

この次の議案にも関連はしますが、この条例の創設時につきましては、創設時には、その振分けまでは行わないものでございます。

条例を整備いたしまして、今後、予算で計上をさせていただくと、積立てをさせていただくということで、その折には議会のほうに報告をしながら積立てを行っていきたいと考えております。この令和元年度末時点では、振分けは行わない予定でございます。

以上です。（阿部議員「わかりました。」）

議長（川副 善敬 君）

ほかに。

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

基礎的なことをお尋ねしときますけども、今回改正されるこの条例案については、私も異議を異にするわけじゃございませんので、本当にいいことだろうと思っております。

それから、残った公共施設の整備ということで、ハード、ソフト、それぞれございますが、改正前が増改築補修ということで、ハード面が主に書いてあったんですが、今度は広義に広い意味で、整備ということになさっているということですけども、御存じのように公共施設、皆さんが使っている公用の施設とか、住民の方も使われる公共用の施設とか、様々な公共施設があるんですけども、そうした場合、残った保育所、あとは体育施設、道路河川、橋梁とか、いろいろ公共施設がございますけども、そういうところに財源が不足した場合は、そういうにも、この残った公共施設整備基金から使っていくという考えを持っておられるのか。

なかなかこの公共施設整備基金からの基金の使っているのが、なかなか議会としては不透明でわからなかったというのがあります。予算編成において足らなかったから、こっから町長の権限で出された経過はあるんですけども、こういうはっきりしたことに基金を分けて使うっていうことは住民にとってもですね、基金の部類は隠れた財源のように国会でも言われていますからですね、明らかにすることは私はいいことだと思いますけども、今後の公共施設の定義として、さっき言った保育所とか、ここには学校、小中学校施設は後で、議案で上がってくるようですけど、それ以外の保育所とか体育施設、小中学校を除いた分とは、財源不足になった場合は、こっから使っていくお考えでつくっておられるのかっていうことですね。

また、さっき財政課長がおっしゃった、議会が通った後になろうと思うんですけどね、4月1日以降に予算化していないような回答があったんですけど、1円でもしとけばですね、4月1日に会計間の振替で、すぐ基金ができたんでしょけど、今回まだ定まっていないということで、そうされたと思うんですけど、ですから6月以降になるのかなと思って、今、聞いたんですけど。そしたら、公共施設の定義だけお尋ねをしておきます。

議長（川副 善敬 君）

企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

公共施設整備基金、議員おっしゃられるとおり、保育所であったり、体育施設、道路であったりいうところの整備の財源に充てることになってくると思います。

令和元年度の予算につきましては、クリーンセンターの補修と道路の整備の財源に充てておるところでございます。

以上でございます。

議長（川副 善敬 君）

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

ということは、町長にお尋ねしたかったんですけど、そのように公共施設のほかの分についても、これを利用してやっていくということですね、とかをお尋ねしたかったんですよ。

一つ目には、補助事業とか見つけていくのが当然だと思うんですけども、やむを得ずなつた

場合は、ここから公共施設いう定義に位置付けてあるように、すべてに使っていくお考えかどうかというのを確認をさせていただきます。

議 長（川副 善敬 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）  
今、財政課長からもお話がありましたように、先ほど部分的なものがあれだったけど、整備ってことで付けておりますので、やはり道路とか、いろんな面でですね、足りないところっていうか、やらなければならないところはやるっていうことですね、まずはじめは、補助事業をまず優先してやるわけでございますけど、その部分でできないところについては、やはり基金を運用しながらですね、やっていきたいと、基金をこの公共施設整備基金を使ってやっていかなければならないんじゃないかと思っていますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）  
よかですか。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。  
これから採決を行います。議案第10号 佐々町公共施設整備基金条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
しばらく休憩をいたします。

（10時55分 休憩）  
（11時03分 再開）

— 日程第6 議案第11号 佐々町庁舎整備基金条例制定の件 —

議 長（川副 善敬 君）  
休憩前に引き続き会議を開きます。  
日程第6、議案第11号 佐々町庁舎整備基金条例制定の件を議題といたします。  
執行の説明を求めます。  
町長。

町 長（古庄 剛 君）  
  
（議案第11号 朗読）

中身につきましては、企画財政課長をもって説明させますので、よろしく願い申し上げます。

す。

議長（川副 善敬 君）  
企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

議案の1ページ目をお願いいたします。

佐々町庁舎整備基金条例。設置の目的でございますけれども、佐々町の庁舎整備に必要な経費に充てることを目的とするため、佐々町庁舎整備基金を設置するというものでございます。積立てにつきましては、歳入歳出予算で定める額としております。

以下、第3条から第7条につきましては、他の基金の表現と統一を図っております。

附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（川副 善敬 君）  
これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第11号 佐々町庁舎整備基金条例制定の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第7 議案第12号 佐々町学校施設整備基金条例制定の件 —

議長（川副 善敬 君）  
日程第7、議案第12号 佐々町学校施設整備基金条例制定の件を議題とします。  
執行の説明を求めます。  
町長。

町長（古庄 剛 君）

（議案第12号 朗読）

中身につきましては、企画財政課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（川副 善敬 君）  
企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

それでは、条例の1ページをお願いいたします。

佐々町学校施設整備基金条例。設置の目的でございますけれども、佐々町立小中学校施設の整備に必要な経費に充てることを目的とするため、佐々町学校施設整備基金を設置するものでございます。積立てにつきましては、予算で定める額としております。

今後、小中学校の施設の整備というのが、直近でいきますと、給食センターであったりとか、次に、体育館の整備であったりとか、そういう整備が今後見込まれますので、そういう多額の経費が見込まれますので、その財源を確保しておくために、この基金の条例を設置をお願いするものでございます。

第3条から第7条につきましては、他の基金の条例の表現と統一を図っております。

附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（川副 善敬 君）  
これから質疑を行います。  
1番。

1 番（須藤 敏規 君）

今、財政課長のほうから、今後、給食センター、体育館等の財源が確保するということでもありますけども、財政課長にお願いしたいんですけど、当初予算において短期か中期か、3年から5年程度の財政計画の計画表と財源の内訳を、提出をお願いしたいと思いますのですが、議長、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

議長（川副 善敬 君）  
今ですか、説明できる。資料請求、後で。後でよろしいですね。  
ほかに質疑ありませんか。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。  
これから採決を行います。議案第12号 佐々町学校施設整備基金条例制定の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第8 議案第13号 佐々町基本構想の策定に関する条例制定の件 —

議長（川副 善敬 君）

日程第8、議案第13号 佐々町基本構想の策定に関する条例制定の件を議題とします。  
執行の説明を求めます。  
町長。

町長（古庄 剛 君）

（議案第13号 朗読）

企画財政課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（川副 善敬 君）

企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

条例の1ページをお願いいたします。

現在、令和3年度から始まる第7次総合計画を策定作業を進めているところでございますけれども、この条例の制定に至った経緯というところで、平成23年8月に施行されました地方自治法の改正によりまして、この基本構想の法的な策定義務がなくなっております。

しかしながら、本町におきましては、この基本構想は、町の総合的、計画的な行政運営の基本的指針と捉えておりますので、今回この条例を制定をいたしまして、基本構想の策定に必要な項目を提案させていただくものでございます。

目的として、この条例は、町が総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、まちづくりの基本的指針となる佐々町基本構想を策定することに関し、必要な事項を定めることを目的とするものでございます。

基本構想の第2条の基本構想の位置付けとして、基本構想は、町政の最上位の方針とするというところでございます。

第3条におきましては、基本構想の期間は10年とし、とするものでございます。

第4条におきましては、総合計画審議会の条文でございまして、基本構想の策定に関して必要な事項を調査審議するため、総合計画審議会を設置するものでございます。この基本構想を策定、変更又は廃止をするときは、あらかじめ、審議会に諮問するものとしております。

第5条では、基本構想の変更又は廃止をすることができるという条文でございます。

裏面の2ページ目の第6条でございまして、基本構想を策定、変更、廃止するときは、議会の議決を経なければならないというものでございます。

第7条におきましては、議決を経た基本構想について公表をするというものでございます。

第8条につきましては、この基本構想を目的を達成するために、その具体的な施策の方向を示す基本計画を策定するものというものでございます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。  
3番。

3 番（永田 勝美 君）

確認ですけども、先ほどのちょっと説明の中であったように思いますが、今回の基本構想のスタートは令和3年度からということになるのでしょうか。

そうすると、策定するのは令和2年度中に策定するというふうに理解すればよろしいでしょうか。確認。

議 長（川副 善敬 君）

企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

議員おっしゃられるとおり、令和3年度から始まる第7次総合計画を、この令和元年度と令和2年度で策定をしていくというものでございます。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

ちょっと第4条の関係でお尋ねしておきたいんですけども、総合計画審議会構成メンバーですけど、附属機関ということになるかと思うんですけども、通常、専門的分野の委員さんとか、何ていうんですかね、各種団体の代表者等が、いろんな委員さんが想定されるわけですけども、人数的には何人程度考えておられるのか。

あとは、公募は、公募の募集して、この委員に、審議会に入れるとか、そこら辺の考え方についてどうお考えか、お尋ねしておきます。

議 長（川副 善敬 君）

企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

総合計画審議会につきましては、現在想定しておりますのは、人数は15人を想定しております。

それから、一般の公募につきましては、今のところ公募は考えておりませんで、各団体の代表者も想定しておりますけれども、今回、産業界であったりとか、教育機関であったりとかいうところも含めて、15名以内で設置をしたいと考えております。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

今までやっておられるような審議会とか委員会のメンバーとしか、私は聞き取れなかったわけですけども、専門分野とか、昨日も質問しましたですね、学識経験者、識見のあること、専門の知識のある学者さんとか、そこら辺の方は入れられんのかどうかですね。

言い方悪いですけども、代表者とか\_\_\_\_\_とか、すんなりうまくいくような方だけで

なくて、やはり一般公募をですね、3分の1程度はですね、入れていただければと思うんですけど、そういう公募する考えはないんですか。

議 長（川副 善敬 君）  
企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

今回、総合計画とあわせて総合戦略も一体的に、総合戦略も一体的に計画策定を行うものでございまして、総合戦略のほうから見たときには産官学金労言士ということで、金融機関とか、そういう労働団体の代表者であったりとか、そういうところも含めて構成をするようになっております。

現時点では、一般公募につきましては、現時点、想定はしておらないところでございます。以上です。

議 長（川副 善敬 君）  
1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

わかりました。一般公募はしなくて、町長も多分同じ考えかどうかということだけ確認をさせていただきます。各種代表者とか、各企業とか、そういう方をメンバーに考えているということの答弁でしたけど、同じ考えであればそのように。

議 長（川副 善敬 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、企画財政課長が言いましたように、産学界の、それから労働団体とか、そういう方たちとかのほうを今考えているってということで、あとは専門的なこと、専門家的な人が入るんじゃないかということで思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）  
3 問目。  
1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

原課としてはですね、専門的な方は入れないってことこの答弁があったんですけども。

議 長（川副 善敬 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

私がちょっと間違っていて、学識経験者ですね、を入れるってということで、すいません、訂正させていただきます。

議 長（川副 善敬 君）  
しばらく休憩します。

（11時19分 休憩）  
（11時20分 再開）

議 長（川副 善敬 君）  
休憩前に引き続き会議を開きます。  
1 番。

1 番（須藤 敏規 君）  
先ほど私が質問した中で、\_\_\_\_\_ということ失言を申し上げました。誠に申し訳ございませんでした。町長の考えに賛同する方が入られるんじゃないかと思っておりまして、そういうことで訂正方をお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）  
今、1 番議員から発言の訂正の申し出がっておりますけれども、訂正することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。  
よって、削除します。  
ほかに質疑ありませんか。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。  
これから採決を行います。議案第13号 佐々町基本構想の策定に関する条例制定の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第9 議案第14号 佐々町印鑑条例の一部改正の件 —

議 長（川副 善敬 君）  
日程第9、議案第14号 佐々町印鑑条例の一部改正の件を議題とします。  
執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第14号 朗読）

中身につきましては住民福祉課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

すみません、1枚めくっていただきまして、佐々町印鑑条例の一部を改正する条例。佐々町印鑑条例（昭和50年佐々町条例第5号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

新旧対照表のところですが、今回の改正につきましては、提案理由のとおりでございます。法律の施行並びに提案理由のほうにありますように、事務要領が令和元年12月14日付で一部改正をされたことに伴う改正でございます。

改正箇所につきましては、この新旧対照表にありますように、第2条のところになりますけれども、改正前のところが「成年被後見人」という表現になっておりますけれども、ここにつきまして、改正後、「意思能力を有しない者」に改められたことに伴う改正ということでございます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第14号 佐々町印鑑条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第10 議案第15号 佐々町営住宅条例等の一部改正の件 —

議 長（川副 善敬 君）

日程第10、議案第15号 佐々町営住宅条例等の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第15号 朗読）

建設課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

すみません、まず、別添に付けております資料のほうを御覧いただきたいと思います。

改正の大きなところですけども、上のほうに書いております、民法改正によります個人根保証契約の取扱いが改正されております。保証人を設定する場合には、令和2年4月1日以降の契約については、極度額を定めなければ効力を生じないということになっておりますので、その部分についての改正が必要となっております。

すいません、中段のほうの条例改正案と横に書いてありますが、（2）と、その下の米印の2番をお願いしたいと思います。

この極度額につきましては、本町としましては、国土交通省が示しております極度額の家賃の13.2月分ということもありまして、この入居当初契約家賃の14月分に設定をしたいというに考えておるところでございます。

また、国が示しております標準条例について、改正があわせて行われておりまして、その中では保証人に関する規定が削除されております。その同じ（1）のほうに書いとりますけども、連帯保証人は家賃等の債務保証、滞納の抑止、入居者への支援・連絡などの役割を果たしているところがありますので、連帯保証人1名以上を入居の要件とするという現行制度は維持したいというふうに考えておるところでございます。

そのほか、民法の改正、標準条例の改正等がっておりますので、これにあわせた形での改正等をお願いするものでございます。

それでは、条例のほうをお願いしたいと思います。めくって、1ページのほうをお願いしたいと思います。

佐々町営住宅条例等の一部を改正する条例。第1条、佐々町営住宅条例（平成9年佐々町条例第24号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

下のほうに新旧対照表がありますが、主なものについて説明をいたします。

まず、1ページ、第5条、公募の例外という部分がありますが、公営住宅の入居につきましては、公募しなければならないというふうになっておりますけども、この公募の例外として、入居できる対象範囲の拡大がなされておりますので、その部分の改正をお願いするものでございます。

続きまして、2ページでございます。

同じく第5条の7号の中で、公営住宅内での住替えについての規定でございますけども、現在まで身体的な理由というのでの住替えがあってございましたが、これに認知症等の精神的理由が加わっております。

続きまして、3ページでございます。

第9条第5項でございますけども、優先的に先行して入居させることができる対象というのがありますが、この中に男性の寡夫が追加されるものでございます。

続きまして、4ページでございます。

第11条でございますけども、これは冒頭に説明しました極度額の設定の部分でございます。第11条の第7項としまして、第1項第1号の連帯保証人の極度額は、入居当初契約家賃の14月分とするというのを新たに加えております。

続きまして、5ページでございます。第14条第4項の追加になっております。

第15条によりまして、入居者の方は収入の申告をしなければならないというふうになっておりますけども、認知症等の方につきましては、これが免除されるということになります。公営住宅法第34条におきまして、官公署への閲覧等の方法で調査した収入によって家賃を算定することができるというふうに規定はされているところでございます。

続きまして、6ページでございます。

下のほう、第19条第3項ですが、敷金に関する事項というのが、今回、民法に新たに新設をされております。その中で、債務の弁済に敷金を充当することができることが民法に明記されておりますので、これを受けての改正ということになっております。

続きまして、7ページをお願いします。

第21条第1項でございますが、入居者に修繕に要する費用の負担を求める場合は、当該費用の負担について、その内容を具体的に定めなければならないというふうになっておりますので、現行の場合は、表現が抽象的な部分というのがございますので、これを具体的にする必要があるので、条例上は町長が別に定めるものとして規定をしております。

これにつきましては、一覧表等、詳しいものをつくったものを、入居の際に本人さんのほうに示していきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

第42条第3項でございますけども、民法での法定利率が改定をされております。現行は右のほう、一番下の行ですけど、右のほうに「年5分」というふうに書いてありますが、これが「年3%」というふうに改定をされておまして、その後3年ごとに見直すということになっておりますので、民法の改定が行われるたびに条例改正が生じないような文言ということにしております。

続きまして、15ページをお願いいたします。

第2条としまして、佐々町特定公共賃貸住宅条例のほうの改正もお願いするようにしております。

第2条、佐々町特定公共賃貸住宅条例（平成9年佐々町条例第25号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在す

る場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

すいません、第11条になりますけども、これも入居の関係で第6項が追加になっておりまして、これも冒頭説明しました極度額を定める部分でございます。

第11条第6項、第1項第1号の連帯保証人の極度額は、入居当初契約家賃の14月分とする。これは町営住宅条例のほうと文言的に統一をするために、すいません、11条の1項1号のほうも追加をしております。

すいません、あとは以上です。

16ページになります。

附則、施行期日、1、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

経過措置、2、第1条中、佐々町営住宅条例第11条第7項の規定並びに第2条中佐々町特定公共賃貸住宅条例第11条第6項の規定は、令和2年度の契約から適用し、令和元年度以前の契約については、なお従前の例による、です。

以上です。よろしく申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

実際の事務的なことでお尋ねをしていきますけども、ここで14か月連帯保証人を設定したことについてお尋ねするわけですけども、今、滞納額がお一人でどのくらいあるかはちょっとわからないわけですけども、例えば6万円の14月としますと、84万までが連帯保証人の限度額ということ設定するわけですけど。今、本町において84万円程度滞納される方は取れるということで、取れるって失礼ですけど、納めていただくということで設定されたのかですね。通常の前平均家賃がどの程度かわかりません。ただ、五、六万じゃ、高いところでそうなるんじゃないかと思うとるんですけど、そこを実際、実務的に可能なのかですね。最高限度で今150万、滞納なさっている方について設定するという考えはなかったのかですね。

要するに、切捨てになっていくわけですからですね、徴収できないという形になりますから。そこら辺はどのようにして処理していこうと思っておられるのか。担当委員会のほうでは債権管理条例の調査がなされておるようでございますけども、そこら辺についての検討状況で取っていくとか、そこら辺をあわせて、どうか答弁をお願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

今、滞納に関することがありましたけども、まず前提として、今回の極度額の設定に関しましては、令和2年度以降の契約に関する方々に対しての極度額、連帯保証人に対する極度額の設定がございますので、これにつきましては4月から新たに始まりますので、極度額までに達しないような形で徴収努力をしていきたいというふうに思っております。

それ以前の契約の方につきましては、従前のおりの取扱いとなりますので、滞納が多い方、確かにおられますけども、この方々については、連帯保証人も含めた形で徴収をしていきたいということで考えておりますので、これについては、極度額の今回の改正の部分には当てはま

らないという状況でございます。

それから、債権管理条例につきましては、先ほど1番議員さんおっしゃいましたように、所管委員会のほうで、まだ調査というより、報告をさせていただいたところでございますけども、現在、内部的にいろんな調査をしまして、内容的につめているところでございますので、これにつきましては、ある程度のができましたら、また委員会のほうにお諮りをしたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

この改正案は令和2年度からということで、徴収努力をなさるということで、残っていかないというお考えで進めていかれると思いますけども、先ほど言いました以前の未納額については、極力、担当委員会のほうに調査をお願いして、よき方向に進めていただきたいと思います。

もう一つ基本的なことですけども、連帯保証人の云々ということですけど、前の条例では保証人ということで、連帯保証人に含めて徴収をしていくようなお話があったんですけど、初歩的なことですけども、保証人と連帯保証人の違いについて、再度理解を深めたいものですから、答弁をお願いします。

議 長（川副 善敬 君）

しばらく休憩します。

（11時39分 休憩）

（11時42分 再開）

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

時間をとらせて申し訳ございません。まず、保証人につきましては、主たる借り主がありまして、それを保証するという事になれば、まず、主たる借り主から債権を徴収していくと。保証人につきましても、そういった、まず主たる債務者に徴収をするようにというふうなことで、いうことができるような立場の方が保証人です。

ただ、連帯保証人になりますと、同じ債務を借りる人、同じように保証するという責任が出てくるということになります。

今回の条例改正の部分で、以前、保証人というのを連帯保証人というふうに言い換えをしておりますけども、実務的に、現状として、借り主さんとの契約を結ぶ場合には、連帯保証人の設定を現在でもしていただいているというところでございます。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

わかりました。よくわかりました。まずは、保証人は借り主からまずお願いをして納めていただいて、連帯保証人はどちらでもいいということですね。そういう認識で、例えば1人入られたら、保証人1人でしたら、2人、どちらからでも徴収のお願いはできるということですね。

議 長（川副 善敬 君）

建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

議員がおっしゃるとおり、保証人からそれぞれ同じような立場で徴収することができるっていうことになります。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）

これで質疑を終わります。

（「なし。」の声あり）

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第15号 佐々町営住宅条例等の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第11 議案第16号 佐々町水道事業給水条例の一部改正の件 —

議 長（川副 善敬 君）

日程第11、議案第16号 佐々町水道事業給水条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第16号 朗読）

水道課長補佐をもって説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

水道課長補佐。

水道課長補佐（大石 俊一 君）

それでは、資料のほうの一番最後のページのほうをお願いいたします。

佐々町水道事業給水条例（昭和40年条例第14号）の一部改正についてということで、今回2つの改正事項がございます。

まず、1つ目の改正事項としましては、民法の改正によるもの。もう一つのほうにつきましては、学校教育法の改正によるものです。

まずは、第1目の民法の改正によるものの説明をしたいと思います。

今回、民法の一部が改正されたことにより、職業別の短期消滅時効が廃止とされ、水道料金は現在2年の時効が適用されておりますが、5年への変更となります。給水条例では、債権の放棄について、民法の消滅時効の2年経過後、さらに3年経過したときに放棄することができるとなっております。今後も同様の取扱いとするために改正を行うものです。

下のほうに、ちょっとした図をつけておりますが、今までの条例におきますと、旧というところで、民法の時効2年経過後、条例の規定でさらに3年経過後に債権の放棄ができたということになっておりまして、合わせると5年ということになります。

新しく今回、民法の時効が5年となりまして、下のほうになります。こちらのほうで5年、民法になりまして、3年経過後に債権の放棄ができる旨の条文を削除しております。

続きまして、2つ目になります。学校教育法の改正によるものでございます。

こちらにつきましては、学校教育法の一部が改正されたことにより、大学制度の中に専門職大学が設けられたことに伴い、「水道法施行令」及び「水道法施行規則」が改正されました。

改正された内容は、専門職大学の前期課程を修了した者は、短期大学を卒業した者に相当するため、水道法施行令及び水道法施行規則において定められている布設工事監督者及び水道技術管理者の要件に、専門職大学の前期課程修了者が含まれる旨を明記するものとなっております。

布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件については、条例で定めることとされております。そのため改正を行います。

施行期日としまして、1、民法の改正によるものは、令和2年4月1日。2番、学校教育法の改正によるものは、平成31年4月1日となっております。

それでは、すいません、その後ろのほうの主な改正内容につきましては、表を付けさせていただいております。1番が民法改正によるもの、2番から4番までが学校教育法の改正によるものです。

資料につきましては以上ですけれども、議案のほうを御覧ください。議案書1ページになります。佐々町水道事業給水条例の一部を改正する条例。

佐々町水道事業給水条例（昭和40年条例第14号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

内容のほうにつきましては、まず、第30条の2ですね、こちらのほう、改正前に下線の部分、「消滅時効完成の日から起算して3年経過したときは」というものがございますが、改正後につきましては、削除させていただいております。

次に、その下の40条、布設工事監督者の資格につきましては、次のページ、2ページになりますが、3号のところになりますが、下線が引かれてある部分、「同法による専門職大学の前期課程を含む」と、そのもうちょっと下のほうになりますけれども、下線が引かれておる部分、「同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後」というのが、今回追加してござい

す。

その下の第6号ですね、その下の分に関しましては、改正前、「学校教育法による」という表し方でありましたが、今回、「学校教育法に基づく」ということで改正させていただいております。

次のページ、3ページになりますが、8号のほうですね、改正前のほうの下線部分、「又は水道環境」というものがございしますが、改正後につきましては、そちらの部分も削除しております。

次に、その下の第41条、水道技術管理者の資格。こちらのほうにつきましても、その下の下線部ですね、「学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては修了した後」、その1行下の部分でまた下線の部分、「同法による専門職大学の前期課程にあつては修了した者」を追加しております。

続きまして、4ページになります。

こちらのほうも4号になりますけれども、同じく下線の部分、「当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。」と、その下の下線の部分、「専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。」というものを追加させていただいております。

内容に関しましては、主なもので、その2つの改正内容となっております。

それでは、附則、1、施行期日。この条例は、令和2年4月1日から施行し、改正後の第40条及び第41条の規定は、平成31年4月1日から適用する。

2、経過措置。改正後の第30条の2第1項の規定は、令和2年度の契約から適用し、令和元年度以前の契約については、なお従前の例による。

以上です。よろしく申し上げます。

ちょっと説明の中でですね、申し訳ないですけども、今回、平成31年4月1日から適用する部分がございますが、こちらにつきましては、本来であれば平成30年度中に行う必要がございましたが、しておりませんでしたので、申し訳ありませんが、今回改正させていただきたいと思っております。

以上です。よろしく申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

しばらく休憩します。

（11時54分 休憩）

（11時56分 再開）

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑ということでしたけれども、執行のほうから訂正がありますので、訂正を。削除、訂正の報告を課長から。ちょっと待って。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

大変申し訳ありません。今の佐々町水道事業給水条例の一部を改正する条例でございますけど、開いて1ページ目の佐々町水道事業と書いて、その\_\_\_\_\_ってここに書いて、\_\_\_\_\_佐々町水道事業条例って書いてありますけど、この\_\_\_\_\_は要らないものですから、これを抜かさ

なきやなりませんので、この\_\_\_\_\_っていうのを抹消していただければと思っております。大変申し訳ございません。

あともって修正させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

ただ今町長より、\_\_\_\_\_を削除するという事で報告がありましたけれども、これについて削除することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

\_\_\_\_\_を削除して、後で資料を差し替えるということで御了解をいただきたいと思います。それでは、質疑をお受けいたします。

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

限られた時間でございますので、よろしくお願い致します。

ちょっと事務的な条例の改正だと思うんですけども、今まで2年が時効で、その後3年経過してから、何ですかね、権利の放棄をしとったっていうことなんですけども、これが5年になったから、5年になったから即するっていうことで理解しとけばいいのかっていうのが1点。

それから、水道料金が御存じのように、私の債権ですか、私債権っていう、御存じだと思うんですけど。納付書が下水道の使用料と一緒に納付されていると思うんですけどもですね、例えば、権利を5年経って放棄した場合ですね、水道料は権利を放棄した、下水道は残っていく形になるんですけども、そこら辺はどのようになっていくんでしょうか。

別々に納付書は発行してあればいいんですけどですね。どんなもんですかね。督促料は一方にしか入ってないとか、という問題は、当初からこの問題はあったんですよ。いつか解決しなくちゃいかんと思とったと思うんですけど、そこら辺についてどうなっていくのか。この一つの納付書で発行しているのが、こういうことで時効でして落とす場合はどうなっていくのかですね、そこら辺2点だけ、昼から御答弁願いたいと。

議 長（川副 善敬 君）

昼からよかですか。

しばらく休憩します。

（11時59分 休憩）

（13時00分 再開）

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

昼食前、1番議員より質疑があつておりましたので、大石課長補佐、答弁よろしく申し上げます。

町長のほうから答弁します。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

すみません、大変御迷惑をおかけして申し訳ございません。

先ほど1番議員さんのほうから、水道料金と、それから下水道料金を一括して、一つの納付書で納付しているということで、これが一元化になっておりますが、水道料金が先ほど申されましたように、私用上の債権と。それから、下水道料金が、公金が公上の債権ということから、債権の時効に関する規制等が大きく異なっておりまして、これの取扱いについては、やはり十分注意しなければならないと我々考えております。

いずれの債権の場合であっても、公営企業の経営における収入を確保しながら、受益者負担のやはり公平性を確保するっていう観点から、できる限り徴収っていうのは、努力を行いながら、債権の適切な管理していくのは、やはり重要なことだと考えておりますし、この件につきましては、担当課よりですね、早急に検討をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくようお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

よろしいですか。

1番。

1 番（須藤 敏規 君）

今、町長のほうから答弁あったんで、非常に難しい問題をこれは抱えておりますんですね、まだ督促をしてなくて、後の処置ができるのかどうかという問題も抱えておりますので、早急に来年度中でも結論を出していただくように善処方お願いをしておきます。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）

ほかに質疑は。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第16号 佐々町水道事業給水条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第12 議案第17号 令和元年度 佐々町一般会計補正予算（第4号） —

議 長（川副 善敬 君）

日程第12、議案第17号 令和元年度佐々町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第17号 朗読）

中身につきましては企画財政課長をもって説明させますので、よろしくお願いたします。

議 長（川副 善敬 君）

企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

それでは、1ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正。歳入。1款町税、補正額560万6,000円、計21億987万6,000円。1項町民税、補正額159万3,000円、計12億6,842万3,000円。2項固定資産税、補正額144万円、計6億7,831万4,000円。3項軽自動車税、補正額27万3,000円、計4,833万9,000円。4項町たばこ税、補正額230万円、計1億1,480万円。

3款利子割交付金、補正額減額100万円、計100万円。1項利子割交付金、補正額、計とも同額です。

5款株式等譲渡所得割交付金、補正額減額400万円、計200万円。1項株式等譲渡所得割交付金、補正額、計とも同額です。

6款地方消費税交付金、補正額減額2,100万円、計2億3,400万円。1項地方消費税交付金、補正額、計とも同額です。

9款地方交付税、補正額2,000万円、計14億2,848万7,000円。1項地方交付税、補正額、計とも同額です。

11款分担金及び負担金、補正額減額103万8,000円、計8,841万9,000円。1項分担金、補正額減額68万3,000円、計175万2,000円。2項負担金、補正額減額35万5,000円、計8,666万7,000円。

12款使用料及び手数料、補正額43万4,000円、計2億14万円。1項使用料、補正額5万6,000円、計1億5,876万8,000円。2項手数料、補正額37万8,000円、計4,137万2,000円。

13款国庫支出金、補正額1,428万2,000円、計9億9,029万7,000円。1項国庫負担金、補正額300万1,000円、計7億3,576万9,000円。2項国庫補助金、補正額1,129万円、計2億4,875万9,000円。3項委託金、補正額減額9,000円、計576万9,000円。

14款県支出金、補正額減額6,210万3,000円、計5億9,681万3,000円。1項県負担金、補正額減額221万7,000円、計3億4,465万3,000円。

次のページに移りまして、2項県補助金、補正額減額6,006万4,000円、計2億1,654万3,000円。3項委託金、補正額17万8,000円、計3,561万7,000円。

15款財産収入、補正額949万円、計3,419万5,000円。1項財産運用収入、補正額1,067万1,000円、計2,922万4,000円。2項財産売払収入、補正額減額118万1,000円、計497万1,000円。

16款寄附金、補正額減額2,732万円、計2,300万円。1項寄附金、補正額、計とも同額です。

17款繰入金、補正額減額2,767万3,000円、計4億3,945万6,000円。1項基金繰入金、補正額、計とも同額です。

19款諸収入、補正額14万円、計1億3,811万7,000円。1項延滞金、加算金及び過料、補正額89万7,000円、計189万7,000円。4項雑入、補正額減額75万7,000円、計8,594万9,000円。

20款町債、補正額70万円、計4億6,610万円。1項町債、補正額、計とも同額です。

歳入合計、補正額減額9,348万2,000円、計70億7,550万2,000円。

3ページをお願いいたします。

歳出、1款議会費、補正額減額185万1,000円、計8,026万2,000円。1項、補正額、計とも同

額です。

2款総務費、補正額減額1,738万8,000円、計6億8,938万3,000円。1項総務管理費、補正額減額1,584万9,000円、計5億4,202万3,000円。2項徴税費、補正額減額296万6,000円、計9,547万1,000円。3項戸籍住民基本台帳費、補正額150万9,000円、計3,557万2,000円、4項選挙費、補正額減額、10万4,000円、計1,258万8,000円。5項統計調査費、補正額2万2,000円、計116万円。

3款民生費、補正額減額849万9,000円、計18億8,535万2,000円。1項社会福祉費、補正額減額234万6,000円、計7億9,125万1,000円。2項児童福祉費、補正額減額615万3,000円、計10億9,390万1,000円。

4款衛生費、補正額減額1,822万円、計6億8,544万8,000円。1項保健衛生費、補正額減額1,574万円、計3億7,921万1,000円。2項清掃費、補正額減額248万円、計2億9,960万4,000円。

6款農林水産業費、補正額減額370万3,000円、計2億3,178万円。1項農業費、補正額減額281万7,000円、計2億1,545万円。2項林業費、補正額減額88万6,000円、計1,613万円。

7款商工費、補正額減額153万4,000円、計8,389万5,000円。1項商工費、補正額、計とも同額です。

8款土木費、補正額減額4,652万4,000円、計9億123万4,000円。1項土木管理費、補正額減額600万1,000円、計7,662万4,000円。2項道路橋梁費、補正額減額792万4,000円、計1億7,341万4,000円。3項河川費、補正額減額200万円、計1,022万円。4項港湾費、補正額減額86万3,000円、計84万7,000円。5項都市計画費、補正額減額1,524万4,000円、計3億9,798万2,000円。

次のページをお願いいたします。6項住宅費、補正額減額1,449万2,000円、計2億4,214万7,000円。

9款消防費、補正額減額394万5,000円、計2億2,252万6,000円。1項消防費、補正額、計とも同額です。

10款教育費、補正額5,592万2,000円、計6億6,894万5,000円。1項教育総務費、補正額減額92万円、計8,095万6,000円。2項小学校費、補正額4,473万2,000円、計1億9,983万4,000円。3項中学校費、補正額2,273万3,000円、計1億48万8,000円。4項幼稚園費、補正額210万円、計1億760万4,000円。5項社会教育費、補正額減額325万8,000円、計1億1,498万円。6項保健体育費、補正額減額946万5,000円、計6,508万3,000円。

11款災害復旧費、補正額減額3,962万7,000円、計3億1,532万8,000円。1項農林水産施設災害復旧費、補正額減額3,879万7,000円、計1億7,390万8,000円。2項公共土木施設災害復旧費、補正額減額83万円、計1億4,142万円。

13款諸支出金、補正額43万6,000円、計7億6,807万9,000円。1項基金費、補正額、計とも同額です。

14款予備費、補正額減額854万9,000円、計3,085万6,000円。1項予備費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正額減額9,348万2,000円、計70億7,550万2,000円。

5ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正。追加。2款総務費1項総務管理費、事業名、西肥自動車ICカード導入補助金、金額388万3,000円。

6款農林水産業費1項農業費、事業名、ため池マップ等作成事業、金額790万円。

6款農林水産業費1項農業費、事業名、農村地域防災減災事業負担金（ため池整備）、金額1,078万4,000円。

8款土木費6項住宅費、事業名、神田団地駐車場整備事業、金額740万円。

10款教育費2項小学校費、事業名、小学校体育館天井改修事業、金額5,200万円。

10款教育費2項小学校費、事業名、デジタル教科書購入事業、金額500万円。

10款教育費3項中学校費、事業名、中学校トイレ改修事業、金額3,000万円。

11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費、事業名、元年災農地災害復旧事業、金額900万円。

11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費、事業名、元年災農業用施設災害復旧事業、金額1億5,490万円。

6ページをお願いいたします。

第3表地方債補正。追加。起債の目的、(学校教育施設等整備事業債)小学校体育館天井改修事業、限度額2,790万円、起債の目的(学校教育施設等整備事業債)中学校トイレ改修事業、限度額1,860万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、年2.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

今回この追加の分でございますけれども、国の追加補正予算を活用しまして前倒しをさせていただきたく、今回この起債の追加をさせていただいております。

今回、この起債については、2つとも充当率が100%、交付税措置が50%ということで、通常の起債よりは有利な起債になっております。

続いて、変更。起債の目的、(防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債)農村地域防災減災事業(ため池整備)、補正前限度額980万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、年2.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。補正後限度額970万円。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前に同じでございます。

続いて、(公共事業等債)美しい森林づくり基盤整備交付金事業、補正前限度額670万円、補正後限度額580万円。

起債の目的、(公共施設等適正管理推進事業債)長寿命化事業(道路舗装補修)、補正前限度額1,120万円、補正後限度額1,030万円。

起債の目的、(公営住宅建設事業債)公営住宅改修事業、補正前限度額1億1,180万円、補正後限度額1億580万円。

起債の目的、(緊急自然災害防止対策事業債)自然災害防止事業(河川事業)、補正前限度額1,020万円、補正後限度額1,010万円。

起債の目的、(防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債)小学校トイレ改修事業、補正前限度額1,650万円、補正後限度額1,600万円。

起債の目的、(災害復旧事業債)元年災河川等災害復旧事業、補正前限度額5,360万円、補正後限度額5,250万円。

起債の目的、(災害復旧事業債)元年災農地等災害復旧事業、補正前限度額4,240万円、補正後限度額620万円。この変更につきましては、事業費を見込みまして、地方債の減額をさせていただいております。

次の7ページ、8ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括につきましては、割愛をさせていただきます。

それでは、企画財政課分につきましては、まず、第2表の繰越明許費補正の5ページにお戻りいただきまして、一番上段の西肥自動車ICカード導入補助金でございますけれども、こちらにつきましては、令和元年の台風15号、台風19号及び千葉豪雨等の影響によりまして、n i m o c aの車載機器を製造するメーカー工場が被災をしたため、その機材の納入、取り付けが大

幅に延期となりまして、年度内の事業完了が困難となったということで、補助金の繰越しをさせていただきますたく、計上をいたしております。6月の完了予定となっております。

それでは、10ページをお願いいたします。

10ページにつきましては、各種交付金の今年度の見込みということで、減額をさせていただいております。地方交付税については、特別交付税ということで、2,000万円の増額をさせていただいております。これにつきましては、12月交付の分として、対前年度2,200万程度の増となっております関係で、今回3月補正で2,000万円の増額をさせていただいております。

それから、17ページをお願いいたします。

17ページ、一番下段にありますけれども、協働のまちづくり促進事業費寄附金ということで、減額の2,730万円、ふるさと納税の今年度の見込みが大幅な減ということで見込まれますので、今回減額補正をさせていただいております。令和2年の2月末現在でのふるさと納税が2,283万4,000円となっております。

続いて、18ページをお願いいたします。

18ページ上段、基金繰入金でございますけれども、公共施設整備基金繰入金の減額の1,520万円、こちらにつきましては、充当事業の減額によりまして減等を見込みまして、減額をさせていただいております。じんかい処理費に充当分で、減額の200万円、道路新設改良費の充当分で、減額の1,320万円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

**議長（川副 善敬 君）**

各課から補足説明をお願いします。

総務課長。

**総務課長（山本 勝憲 君）**

すいません、それでは、総務課関係の御説明をさせていただきます。

まず、45ページの給与費明細書でございます。

特別職のほうの報酬のほうで、680万ほど減額になっております。こちらにつきましては、クリーンセンターのほうの嘱託員の減と、農業委員会の活動実績による能率給の減ということが主な原因となっております。

あと、一般職の総括のほうでございますが、こちらは職員の退職等による減等におきまして、人事異動等も行ってありますので、そのような形で補正を行わせていただいております。

続きまして、すいません、25ページになります。

総務費、選挙費、3目の県議会議員の一般選挙費と4目の参議院選挙、通常選挙費、国庫支出金のほうが減額になりまして、結果、一般財源のほうが増えるという形になっております。

基本的には、選挙費用につきましては、委託金のほうで賄うという形をとらせていただいております。基本的には、選挙費用につきましては、委託金のほうで賄うという形をとらせていただいております。基本的には、選挙費用につきましては、委託金のほうで賄うという形をとらせていただいております。基本的には、選挙費用につきましては、委託金のほうで賄うという形をとらせていただいております。

その結果、通常より世帯主通知の郵便料とか、封筒代の印刷代とかが増加しまして、交付基準を上回っておるものでございます。

なお、参議院選挙につきましては、財源組替えは行ってありますけど、実際のところは、この一般財源部分については執行残ということで残るような形になります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

**議長（川副 善敬 君）**

建設課長。

**建設課長（川崎 順二 君）**

すみません、戻っていただきまして、5ページのほうをお願いいたします。

繰越明許費でございます。8款土木費6項住宅費、事業名、神田団地駐車場整備事業でございますけれども、740万円の繰越しをお願いするものでございます。

これにつきましては、住宅関連補助の内示によりまして、事業の調整をしたところ、変更申請をしております。その関係で入札の時期が遅れまして、入札において不落ということになっておりますので、工期的に年度末までの完了が見込めませんっていうことで、繰越しをお願いするものでございます。予定としては、6月末に完了予定をしております。

それから、19ページをお願いいたします。

19款4項4目違約金及び延納利息5,000円でございます。これは、町道森ノ木線横断暗渠改良工事におきます、工事遅滞に伴います損害金でございます。

続きまして、33ページをお願いいたします。

8款1項1目土木費19節負担金補助及び交付金、減額の598万4,000円でございます。住宅関連の補助金がありますけれども、これの実績に伴う減額ということになります。

それから、下の34ページをお願いいたします。

2目道路新設改良費15節工事請負費、減額の394万3,000円でございます。

まず、町道改良維持工事につきましては、実績見込みによります減額となっておりますが、橋梁長寿命化対策工事につきましては、現場確認の後に追加での工事が発生をしておりますので、その分で増額をさせていただきたいということを出しておるところでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

**議長（川副 善敬 君）**

住民福祉課長。

**住民福祉課長（今道 晋次 君）**

すみません、25ページをお開きいただければと思います。

2款総務費3項住民基本台帳費、1目の住民基本台帳費でございます。

ここで19節56万6,000円というのがございますけれども、通知カード・個人番号カード関連事務交付金ということで、この交付金につきましては、国からの通知に基づくものでございまして、マイナンバーカードの発行件数が全国的に伸びているというふうなこともあって、国の算定基準に基づいて交付がなされるものでございます。

2月16日現在で佐々町においては、マイナンバーカード保有者が12.3%の1,728人というふうになってるところでございます。

以上でございます。

**議長（川副 善敬 君）**

保険環境課長。

**保険環境課長（安達 伸男 君）**

すみません、歳入のほうの12ページを御覧ください。

12ページの13款1項2目の中に障害者医療費負担金（育成医療2分の1）とございますけれども、これ9月補正のときに、2件の心臓の手術が申請予定ということで、プラスで補正をさせていただいていたところなんですけれども、県の小児慢性特定疾病医療というものを利用することができることになったということでございましたので、この分を、歳出も同様に、28ページに歳出ございますけれども、28ページの歳出、それから14ページの県の歳入、県のほうは

4分の1ですけれども、同様に減額をさせていただいております。

それから、すいません、13ページをお開きください。

13ページの13款2項3目衛生費国庫補助金の中の説明のところでの下2つございます。緊急風しん抗体検査事業費補助金で、「風しん」の「しん」の字が平仮名になっている部分为上段、下のほうにありますのが、「風疹」の「疹」の字が漢字になっております。これ9月補正で、下の漢字になっている分をプラスで補正をさせていただいたんですけれども、そのときに本来もともとありました、上段の平仮名の分に増額の補正をすべきところだったものを、誤って漢字の分で補正をしてしまって、説明が2本に分かれてしまった形になっております。

ですので、この35万7,000円というのを、これシステム改修分だったんですけれども、これを丸々減額をして、上の平仮名の分に、まず統合をします。

それから、加えて、元々ありました風しん抗体検査の分が減額の34万6,000円ということで、35万7,000円の増と34万6,000円の減、差引きの1万1,000円の補正という形でさせていただいております。申し訳ございません。

それから、続きまして、17ページを御覧ください。

17ページの15款2項2目物品売払収入ですけれども、資源ごみの再資源化収入ということで、減額の130万円をさせていただいておりますが、主に鉄、アルミ、段ボールの単価が大幅に下がってきておまして、その分で減額をさせていただいております。

以上でございます。

**議長（川副 善敬 君）**

産業経済課長。

**産業経済課長（藤永 尊生 君）**

5ページのほうをお願いしたいと思います。

まず、5ページの繰越明許費補正のほうになりますが、こちらの2段目のほう、農林水産業費、農業費のため池マップ等作成業務のほう、790万ほどになっておりますけれども、こちらにつきましては、今年度のほうも実施のほうを予定をしておりますけれども、2か年で実施計画をしておりますして、令和2年度のほうにも同様の事業を行うようにしてたわけなんですけど、国の追加補正によりまして、前倒しという形での補正での予算がつかしましたもので、実施のほうを見込みましたけれども、積算や業務の実施に不測の日数を要するために繰り越すという形を計画をしております。

続きまして、その下になりますけれども、農村地域防災減災事業負担金（ため池整備）分ですけれども、金額が1,078万4,000円ですが、こちらにつきましては、ため池整備の分になりますけれども、木場地区でのため池のほうになりますけど、こちら当初予定をしておりました土取り場のほうの用地交渉のほうが難航しておまして、別の土取り場のほうを選定していたという形で、改めての土質検査等、設計の見直し等が必要になりましたという形で不測の日数を要するという形で、工事の年度内完成が困難だということで、繰越しの分で上げさせていただいております。

続きまして、下から2段目のほうになります。

1項農林水産施設災害復旧費、元年災農地災害復旧事業ですが、900万と上げさせていただいておりますけれども、こちらは農地災害の復旧工事の分になりますけれども、災害査定のほうは12月下旬のほうとなりまして、実施計画の組替に期間のほうを要しまして、入札の期間が2月中旬となったことで、年度内完成が難しいという形で繰越しのほうで上げさせていただいております。同じくその下になります農業用施設災害復旧事業のほうも同じような形での理由になっております。

続きまして、歳入のほうになります、ページのほう11ページのほうをお願いいたします。

11ページ、11款分担金及び負担金1項分担金1目農林水産業費分担金、元年災農地災害復旧事業受益者分担金になりますが、こちら農地4件分になる部分なんです、補助率の増によりまして、負担金のほうが下がったため、減額の補正を上げさせていただいております。減額の68万3,000円です。

続きまして、15ページになります。

15ページの14款県支出金2項県補助金4目の農林水産業費県補助金になりますが、こちらの2段目のほう、ながさき鳥獣被害防止総合対策事業費補助金、減額の184万5,000円を計上しておりますが、こちらは有害鳥獣対策の捕獲経費にかかる事業分でございます、今年度の捕獲頭数のほうが例年しますと頭数が少なくなっております。そちらのほうの減額を見込みまして減額をしております。

それと、あと一番下のほうになりますけども、一番下段の農村地域防災減災事業費補助金になりますが、こちらため池マップ等の作成業務にかかる事業の分でございますが、こちらが前倒しの分ということで、増額の720万のほうで計上させていただいております。

続きまして、30ページのほうをお願いいたします。歳出になります。

30ページ、6款農林水産業費1項農業費5目農業振興費19節の負担金、補助金及び交付金でございますが、こちら全体の部分で執行残による減額をしているものでございます。

次に、6目の農業生産総合対策事業費のほうですが、こちら報償費、負担金、補助金のほう、ともに減額をしておりますけども、こちら歳入のほうでも説明しましたとおり、イノシシ等の捕獲の頭数が減っておりますので、その分によりまして減額を見込みましての減という形で上げさせていただいております。

次に、8目の農地費のほうになりますけども、13節の委託料のほうですが、こちらため池マップ等の作成業務委託料ということで742万6,000円のほうを計上しておりますけども、歳入のほうで説明しました国、10割の補助のほうになりますけども、国10割の分で720万を計上しておりますけども、一部、一般財源のほうを入れまして、事務の実施を図るものでございます。こちら、繰越しの事業のほうで上げさせていただいているものになります。

続きまして、42ページのほうをお願いいたします。

42ページの下段のほうになります、11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費1目農地等災害復旧費のまず13節の委託料のほうになります、元年災農業用施設災害復旧工事の測量設計業務委託料になりますが、こちら執行残による分の減額というものになります。

次に、15節の工事請負費、元年災農業用施設災害復旧工事のほうですが、こちらが大きく減額で3,830万のほうを計上させていただいておりますけども、こちらが災害の査定の結果によりまして、実施計画に組み立てたため、減額という形になりましたので、この額のほうを減額させていただいております。

説明は以上になります。

議長（川副 善敬 君）

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

まず、財政課長の説明ありましたけども、5ページを開けてください。

第2表、繰越明許費補正です。5ページでございますが、中ほどに10款2項小学校費、小学校体育館天井改修工事、限度額5,200万円、それから2つ下の10款教育費3項中学校費、中学校トイレ改修工事、限度額3,000万円と、この2つにつきましては、国の安心と成長と未来を拓く総合経済対策に基づきまして、令和元年度補正予算、国の補正予算により公立学校施設整備費

が606億円計上されております。これに伴いまして、本町の佐々小学校、口石小学校の体育館の天井につき天井がございます。この2つの特殊構造物の落下防止として、地震等の落下を、危険性を回避するために、今回、落下防止対策としてネットを張る方法が一番安いということで、児童の安全を確保するために、今回計上させていただいております。

国の補正予算ということで、今回3月で補正をさせていただきまして、繰越しをさせていただければと思っております。

10款の中学校費の3項中学校費のほうでございますが、中学校トイレ改修事業、これにつきましては昨年度小学校のトイレを改修いたしましたので、今回、中学校の洋式化に向けまして、今回取り組みたいと思っております。これにつきましても、この国の補正予算に該当するということでございましたので、有利な交付金、起債を活用させていただき、今回3月で補正予算として計上させていただきまして、繰越しをさせていただければと思っております。

繰越しの承認申請につきましては、ことしの2月25日付で県のほうを通じまして国に提出させていただいております。

次の6ページの第3表地方債補正、小学校体育館天井改修事業、それと中学校トイレ改修事業、この2つにつきましてでございますが、先ほどの繰越しと説明重なりますけれども、小学校体育館天井改修事業につきましては2,790万、中学校トイレ改修事業として1,860万を起債として借り入れる見込みでございます。

この交付税につきましては、100%充当の50%交付税ということで伺っております。

歳入につきましては、13ページをお開けください。

13款2項6目教育費国庫補助金のところで、1節小学校費補助金、それから2節の中学校費補助金、それぞれ予算を計上させていただいております。

それから、歳出でいきますともう一つございます。歳入の20ページを開けてください。

20ページの20款1項4目の2節と3節におきまして、先ほどの体育館と中学校の改修事業の分の予算を計上させていただいております。

それから、歳出につきましては連動しておりますので、38ページでございます。

38ページの佐々小学校管理費、それから口石小学校管理費の中で工事請負費として予算を計上させていただいております。なお、中学校トイレ改修工事につきましては、39ページの中ほどの学校管理費の15節工事請負費の中で計上をさせていただいております。

それから、もう1回、5ページのほうをおめぐりいただけますでしょうか。

10款2項小学校費のデジタル教科書購入事業でございます。500万を限度としての限度額として、佐々小学校、口石小学校のデジタル教科書購入事業として上げさせていただいておりますが、これは4年に1回の教科書改訂に伴いまして、デジタル教科書、電子黒板を活用するものでございますが、これは3月末までに導入する予定でございましたが、この改訂の関係と合間ありまして、ちょっと若干時間がかかるようございましたので、もしかしたら4月にずれ込む可能性もあるということで、500万限度額を設定させていただきまして、繰越しを計上させていただいた次第でございます。

以上でございます。

議長（川副 善敬 君）  
農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（金子 剛 君）  
29ページをお願いいたします。

6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費の1の報酬でございますが、361万2,000円の減でございます。この件につきましては、遊休農地の解消に伴います集団化の成果がなかったためということでの減額でございます。

ここで報酬となっておりますが、この減額につきましては、能率給の成果払いの減となっております。

以上でございます。

議 長（川副 善敬 君）

説明が終わりました。

しばらく休憩します。

（13時47分 休憩）

（14時00分 再開）

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。

5番。

5 番（阿部 豊 君）

2点お伺いします。

繰越事業の関係で、小学校の体育館天井改修事業を予定されているようです。

聞いておりますに、特に佐々小学校の体育館については雨漏りがひどいという現状にあるというふうに伺ってるんですけども、そういった、つり天井のという分はわかるんですけど、雨漏ってですね、そもそも論として、そこは改修しなければいけないんじゃないだろうかという大きな問題もありますんで、そのところ教育委員会としてどのような対応で計画されているのかをお伺いしたい。かなり老朽しているというふうに伺っておりますので、その確認。

それと、歳出のほうで――

議 長（川副 善敬 君）

すみません、ページ数を。

5番。

5 番（阿部 豊 君）

42ページ、農林水産施設災害復旧費の関係で、歳入は15ページの県支出金等々の補助金についての6,300万減額とか云々わかるんですけど、支出のほうも減額、執行残等含めてされまして、この財源内訳ですね、特定財源が大きく減額されて一般財源が6,179万4,000円増えてるんですよ。ちょっと理解できない。詳しい説明をいただきたい。

以上、2点。

議 長（川副 善敬 君）

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

まず、佐々小学校の雨漏りの懸念があるということの御質問でございます。私たちも十分承

知をしておるところでございます。

31年3月に公表された実施計画の中では、今現在のところ、令和5年度に佐々小学校の体育館の建替えという計画に一応はのぼっております。

今回、つり天井のみいたすわけでございますが、雨漏りの改修を小修繕でやったのが平成29年度やった記憶がございます。ちょうどステージ側のところが漏れてるということで、そのときの点検によってはもう既に老朽化が始まっているという話も聞いておりますので、令和5年度計画は上がっておりますが、小修繕で継続してやっていきたいというふうには考えております。

口石小学校につきましては、今のところ雨漏りがあっておりませんが、同時期に建設した2つの体育館でございますが、特に佐々小学校が雨漏りの懸念があるということは十分承知しておるところでございます。

以上です。

議長（川副 善敬 君）

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

御質問の災害の関係になりますけども、財源内訳のところ国費のほうが減って、一般財源のほうが大分増えてるような形になっておりますけども、今回、その災害復旧事業につきましては、補助金の配分のほうになりますけども、こちらのほうが今年度は少なかったと、補助率のほうは上がってるんですけども、配分のほうが少なかったという形で国費のほうを下げまして、その分、一般財源のほうを充てなければならなかったということでの増額のほうという見方になっております。

以上です。

議長（川副 善敬 君）

5番。

5番（阿部 豊 君）

私が聞き及んでおりますのは、もう佐々小学校の体育館については小修繕では補わないぐらいひどいというふうに伺っておりますもので、現状、実態を把握して大規模改修されるのであれば、二重の投資にならないように、できる部分は一財を投じてでも対応すべきではないかというふうに考えますもので申し上げている次第です。

2点目、令和元年度の補助率の関係、補助率ではなく交付決定の関係じゃないかなと思うんですけど。であれば、財源としては繰越しで補助金もらうってことですかね。未収入特定財源があるってことになるんじゃないかなっていうふうには感じるんですけど、一般財源は上げんばとですかね。そこ私の勉強不足で申し訳ないですけど、補助額は決定してますよと、交付が今年度ありませんということであれば、未収入特定財源で計上すべきであって、一般財源の計上ではないというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（川副 善敬 君）

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

実態をよく把握いたしますとともに、この実施計画に基づいて建築計画どおりいけばいいん

ですけれども、今のところ二重投資にならないように、一応防水関係につきましてはチェックをしながら進めていきたいというふうに考えております。

議 長（川副 善敬 君）

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

交付決定のほうはですね、補助率の分で、当たる分が入ってくるんですけども、入ってくる年度が今年度以降に入ってくる分については、また過年度収入という形で受入れのほうを行うようにしております。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）

しばらく休憩します。

（14時07分 休憩）

（14時12分 再開）

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

先ほどのお話の分で、施越承認分というのをいただくようにしておりまして、それで割当てがきました部分を施越承認を受けまして、その分で割当てがくる分で、当年度の事業という形になります。

残りの年にその事業のほうはしなくても入ってくるという形で、過年度の収入を受け入れるという形になるものでございます。

議 長（川副 善敬 君）

5番。

5 番（阿部 豊 君）

1点目はですよ、つり天井等々の大きい事業、事業費は大きいですよ。であれば、現状をですよ、よく把握していただいて、それだけでいいのかというのを予算化する前にですよ、もうちょっと現場に踏査調査含めた、現場の実態をよく把握していただいてですね、予算化していただければと。せっかくの事業費が無駄にならないようにですね、また余計な経費にならないように、そのタイミングで一財を投じて、仮に合作で発注すれば安価に済むという考え方もできますから、そういった考えを持って計上していただければというのは要望しときます。

2点目、施工繰越承認をいただいて、立替払いで今年度は行っていくと、補助金については翌年度いただきますという内容ですので、理解しました。

議 長（川副 善敬 君）

1点目の答弁はいいですか。教育次長のほうは。

教育次長。

**教育次長（水本 淳一 君）**

小学校体育館のみならず、公共施設、うちの教育委員会主管は多いものですから、よくチェックをしながら調査して、進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

**議 長（川副 善敬 君）**

ほかに質疑ありませんか。

1 番。

**1 番（須藤 敏規 君）**

順次行きます。5ページの繰越明許費補正、どうしても単年度でできなかったのは繰越明許でやむを得ず繰り越すわけですから、ほかの課は完成予定日は言っていた課もございませうけども、ほかの言っておられない課につきましては、みんながわかるように、今の計画では完了予定がいつかというのをまずお知らせください。

2点目がですね、33ページです。この住宅関係のリフォームとか3世代と、いろいろ実績に伴うものということで説明がありましたけども、これだけ多くの予算が残るということは、利用するメリットがないのかなと一瞬思ったものですから、その利用状況についてどのようにお考えになっているのか。当初はこれだけしとけばいいということではなかったんでしょうけども、補助の関係もあるからと思うんですが、余りにも大きな金額で、この制度自体に対してちょっと疑問が持ってきましたので、そこら辺の考え方についてお尋ねをします。

34ページ、道路維持補修工事の減額ですね。地元の要望とかで補修工事とかいろいろ出てきた部分もあろうかと思うんですけども、やはり当初計画に上げた分だけしかしないという考えでおられるのか、融通の範囲でこの維持補修費は地元からのニーズに応じて進めていこうという考えはないのかですね。もうこれだけあればちょっとしたところでもできるんじゃないかと考えますので、そこら辺の予算の執行のあり方についてちょっとお尋ねしときたいと。

35ページ、都市再生計画の効果の分析フォロー調査が行われまして、減額、執行残かもわかりませんが、そういうところで減額の理由と、このもし終わっておりましたら、その結果の成果はどうであったのかですね、都市再生事業自体の結果についてお知らせをください。

38ページは、阿部議員がおっしゃたから、これはいいですね。

それから、21ページですね、総務管理費の光熱水費の減額35万以下、教育委員会の38ページから39ページに光熱水費の減額、佐々小学校、口石小学校、佐々中学校と百何十萬ずつ減額になっており、年度末の最終3月の補正で整理なされたと思うんですけども、ほかの課がなかったもんですから、光熱水費の減額はここだけだったもんですから、あえてお尋ねをいたします。電力購入につきまして、節電契約をなされた影響の結果なのかどうなのかということですね。今後はまた、どこ今してあるかわかりませんが、各出先機関もするお考え、新年度以降に向けてあるのかどうか一つ伺っておきます。

それから、40ページ、幼稚園関係の既存家屋事後調査の業務が終わっておろうかと思えます。執行残かどうかわかりませんが240万と上がっておりますけども、どういう結果であったのかですね、それをちょっとお尋ねしときます。

それと、あとちょっと財源内訳がですね、新しい19節のほうに負担金、補助及び交付金で450万、幼稚園の負担金だろうと思うんですけど、450万上がってますけども、特定財源の中に575万2,000円ということで整合性をちょっと見てみたんですけども、ここら辺が上がってきるとるもん、通常450万ぐらいが上がってくるんじゃないかなと思ったものですから、そこら辺の財源内訳について、一般財源が減額の240万じゃないかなと思ったものですから、ここら辺を説明をお願いいたします。

1 問目です。

議 長（川副 善敬 君）

そしたら、5ページの完了予定日について、報告していない課は報告してください。  
産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

5ページの繰越明許費の補正のほうですが、すみません、こちらのほうの完了年月日のほうを伝えておりませんでしたので述べさせていただきたいと思いますが、まず、ため池マップの作成事業のほうですが、こちらは作成のほうに大体半年、6か月ほど要するかと思っております。早めの着工のほうをいたしまして、完了のほうを目指したいというふうに思っております。

続きまして、農村地域防災減災事業負担金ため池整備のほうになりますけれども、こちらは県の事業のほうになっておりますけれども、一応、来年度につきましては1年間の事業の実施という形になっておりまして、地元のほうにも一作目の耕作ができないという形の周知を図っておりますので、完了に向けまして、県のほうにも早めの完了をいただくように、次の耕作に間に合うようにという形ですね、進めていただくように進めていきたいというふうに思っております。

下から2段目になります元年災の農地災害復旧事業のほうですけれども、こちらは農地のほうの災害の分になりますけれども、こちらにも農業の水稻の耕作のほうに結び付いてきますので、こちらのほうには今年度の耕作に間に合うようにという形で事業のほうを進めていきたいというふうに思っております。

それとあと、元年災の農業用施設災害復旧事業のほうですけれども、こちら2件のほうを予定しておりまして、1件につきましては今年度のまた作付けに間に合うようにという形での工法でできるんですけれども、もう1件ございますのが、今年度の作付けという形には間に合わずに、来年度いっぱいでの工事のほうを現在見込んでおりまして、1年のほうは耕作できないような形になりますけれども、そちらにつきましては、少し手立てのほうを考えておりまして、耕作には不利がないような形で進めさせていただいております。工事につきましては、来年度いっぱいのほうを見ているという形でございます。

以上でございます。

議 長（川副 善敬 君）

全部、完了予定日については産業経済課だけやったかね、教育委員会からは、  
教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

御指摘がありました、まず1点目の繰越明許費で計上させていただいております、5ページの分でございますが、時期につきましてでございます。

まず、10款2項の小学校費の小学校体育館天井改修工事、それと10款3項中学校費の中学校トイレ改修事業につきましては、夏季休業中の工事を目指しておるところでございます。

それから、その真ん中のデジタル教科書購入事業につきましては、4月、遅くて5月の中旬ぐらいまでというふうに見込みを立てておるところでございます。

それから、御指摘いただきました38ページ、39ページにかけましての光熱水費の減額でございますが、12月にほかの社会体育施設等につきましては、光熱水費、九州電力の料金見直しの関係で、一応減額を12月で補正させていただいておりますが、エアコン設置等の関係もありましてですね、12月までの見込み等を考慮して、そのままにしておったところございました。

今回すいません、3月補正としてちょっと大きな金額になりましたけれども、減額の補正をさせていただきますところでございます。

それから、幼稚園費でございます。

40ページでございますが、昨年の10月1日から幼稚園保育料無償化ということで、教育委員会所轄が第1号、2号、3号とありますが、1号分の幼稚園分でございます。

この幼稚園の財源調整につきましては、10月以降は町の補助金、負担割合を国がみると、元年度に限ってはみるということでございましたので、今回初めての補正でございますが、歳入のほうではプラスの歳入増加の補正という形で、計算上させていただいております。

それから、この一般財源の365万2,000円から240万円の既存家屋事後調査の一般財源分を除いた160万ほど出てますが、これにつきましても、町の財源分が計算上マイナスとなる部分が見込めると、計算上ですね、この分が一般財源の減額を今回計上させていただいております。

それから、先ほど、もう一つがございましてですね、調査結果でございます。ページでいきますと、40ページの幼稚園費の中の13節委託料、既存家屋事後調査業務委託料でございます。240万円の減額でございますが、今、幼稚園の解体工事におきまして、周辺住宅の事前調査、それから、それでもし、ひび割れ等ですね、申出があったところにつきましては、事後調査ということで調査を行う予定にしておりましたが、この補正予算を行う前までの結果につきましては申出がゼロでございます。

3月末まで、3月の完成後1年でございますので、20日前後だったと思います。3月13日までが1年間ということでの事後調査期間となりますので、現在進行中でございますが、一定分予算を残した形で、今回240万減額をさせていただいております。

以上でございます。

#### 議長（川副 善敬 君）

32ページから建設課、利用状況。

建設課長。

#### 建設課長（川崎 順二 君）

33、34ページの部分でございますけども、この住宅関係の補助事業につきましては、例年、委託料も含めたところの耐震関係につきましては、本年度は申込みがゼロで全額減額となっております。

それから、住宅性能向上リフォーム関係につきましては、例年5件とか4件とか申込みがありまして、年度分ということで10件分を計上したところですけども、今回は1件しか申込みがなかったということで大きく減となっております。

それから、3世代同居関係につきましては、29年度に5件、それから30年度に9件の申し込みがっておりますので、増加してるということもありまして、少し多めに予算をとらせていただいて、15件分ということで計上をしております。ところが、実際の申込みは3件しかありませんでしたので、これについては減額と、大きく減額ということになっております。

中身の要件につきましては、特に3世代につきましては、29年度までは1件当たり40万円の補助でございましたけども、前年補助の関係もございまして、30年度までは40万円でしたけども、本年度20万円と変更したということもございまして、その分の金額が減となっておりますが、この部分につきましては、すいません、委員会の中でも御指摘を受けたところなんですけども、広報のやり方が少しよくなかったのかと、年度当初に広報をしまして、その後、広報とかをしていなかった関係上、こういう申込みが少なかったのかということで反省をしているところで

ございますので、来年度予算がつかまりました場合には、広報活動を少ししていきたいというふうに考えてるところでございます。

それから、34ページの道路維持補修の関係でございますけども、実際のところ減額が大きくなっておりますけども、当初の予定の工事については順次工事をしているところでございます。その工事の執行残ということになりますけども、その分についてはやっぱり手持ち工事、ほかの工事もありますので、その工事の関係上、余りむやみにこれ以上、工事を増やすというのも仕事が滞ってしまう可能性がありますので、余り増やすことはできないという状況もあろうかと思えます。

住民の要望の部分につきましては、急を要するものについて、工事ができるような形で予算を持ってるといふ部分というのはございますので、急を要する部分につきましては、必要性に応じてこれを使って工事をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）

企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

ページ、35ページの都市再生整備計画事業費の中の効果分析フォローアップ調査業務でございますけれども、これは佐々地区の都市再生整備計画ということで、平成26年度から平成30年度まで5年間で計画期間ということで、昨年度、事業効果の分析調査自体は行ったところでございますけれども、30年度末まで事業を執行しておいた関係で、その後の調査ということで、今回フォローアップ調査を今年度行っている状況でございます。

現在まだ業務委託中でございますので、まだ結果が出ていない状況でございます。よろしくお願ひします。

議 長（川副 善敬 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

すいません、21ページの光熱水費の件でございますが、教育次長が申したとおり、電力のほうの新電力切換えということで、結果、九州電力なわけですが、そういうことで大幅に経費の効果が出たということで、実は12月にその報告をいたしまして、一般管理としまして85万6,000円減額しておりましたけど、またさらに効果があったということで、実際どうだったのかというのはまだちょっと検証しておりませんが、そういうことで御理解いただきたいと思えます。なお、電力の切換えは今後どうするのかということでございますが、今のですね、契約自体は、令和元年7月1日から令和2年6月30日の1年間ということで、これは地方自治法の234条の3の長期継続契約ということで、債務負担かけないで契約したという部分でございますので、当然、新たな部分につきましてもこういうような形で今後進めさせていただきたいと思えます。

対象につきましては、今回、対象と減額効果が見込まれるというところをしっかりと把握しまして上げておりますので、再度出すときにはですね、もう1回施設の電力状況を見ながら、対象が増やせるのであればそこに加えて契約を考えていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

議長（川副 善敬 君）  
1 番。

1 番（須藤 敏規 君）  
全体的に当初予算の勉強になりました。ありがとうございました。  
40ページだけはちょっと理解できませんけど、当初予算でお尋ねをします。  
以上です。

議長（川副 善敬 君）  
3 番。

3 番（永田 勝美 君）  
何点か確認があります。  
27ページ、4 款衛生費の老人医療費の分ですけども、負担金、補助金及び交付金の減額ですね、後期高齢者医療費給付費負担金というふうになっております。医療費が要するに今年度非常に少なかったと、医療費の給付が少なかったという理解でよろしいのか、前年度と比較してどうかということわかれば教えてください。  
28ページ、衛生費の10目の健康増進事業費の中ですね、がん検診の業務委託料、件数減ということなのかですね。何件分ぐらいの減少ということになるのか、わかればお答えいただきたい。  
12目の合併浄化槽の補助金についても、これも件数がどれぐらいなのかということ、何件分が減ったのかと、こちらもお答えいただきたい。  
42ページの10款体育施設費の2 目の体育施設費工事請負費の中のテニスコートの人工芝の改修工事800万減額になっておりますけども、この理由。今後もうやらないのかも含めてお答えいただきたい。  
以上、3 点です。

議長（川副 善敬 君）  
保険環境課長。

保険環境課長（安達 伸男 君）

27ページの4 款1 項5 目の後期高齢者医療療養給付費負担金ですけれども、これは広域連合の試算値によるもので負担金が決定するというところでございまして、それに伴っての減額ということになっております。  
それから、次のページ28ページですけれども、健康増進事業費のがん検診関係ですけれども、すいません、今現在の件数っていうのをちょっと、数字を今、手持ちで持っておりませんので、ちょっとお答えすることができません。申し訳ございません。  
以上です。

議長（川副 善敬 君）  
教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

42ページでございまして、800万円の減の佐々勤労者総合スポーツ施設屋内外テニスコート人工芝改修工事につきましては、執行残でございまして、

なお、2月28日完成ということで、供用開始はもう既に行っておるところでございます。  
以上です。

議 長（川副 善敬 君）  
水道課長補佐。

水道課長補佐（大石 俊一 君）

今、お尋ねがありました28ページの合併浄化槽のほうの基数でございますが、そちらのほうは総数でよろしいでしょうか。当初、12基設置予定でありましたが、変更で6基設置するような形となっております。よろしくをお願いします。

議 長（川副 善敬 君）  
3番。

3 番（永田 勝美 君）

いや、最初のですね、27ページの分。広域連合の負担金が減ったというのはわかるんですけども、その理由ですよね。要するに、給付費負担金ですから、要するに佐々町の後期高齢者への給付費が全体的に減額したということが要因なのかということを確認したいということです。それが1点です。

それから、続けて28ページの合併浄化槽については、要するに、今、お答えになりましたのは、計画よりも6件少なかったということで減額になったということですが、その理由等もあればお答えいただきたい。

それと、四十数ページのテニスコートのほうはですね、執行残というのはどういう意味なんでしょうか。要するにその工事は終わっているけれども、それだけ見積もりが多かったと、安くで上がったという理解でよろしいんですか。なぜそういうふうな大幅な差が出たのかということについてもお答えいただけますか。

議 長（川副 善敬 君）  
保険環境課長。

保険環境課長（安達 伸男 君）

申し訳ございません。この負担金につきましては、先ほど申しましたように、広域連合がまず試算をした結果というところになっているという前提で、その当初にまず組むときの予算から実績ということで、当初多めに、要は負担金としての計上をするような試算になっておったということ。実際に給付の動きとしてどうなのかということにつきましては、給付につきましては下がってはおりません。逆に、給付は、広域連合全体ですけれども、伸びていつてる状況ということでございます。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）  
水道課長補佐。

水道課長補佐（大石 俊一 君）

先ほど御質問がありました設置件数が、基数が減っている理由ということでございましたけれども、こちらのほうにつきましては、昨年度30年度等の数等も考慮しまして、当初のほうは

12基ということで考えておったんですが、実際のところは新築家屋とかですね、そういったところの基数ということで、当初のほうが大きくなりすぎてたということになります。よろしくお願ひします。

議 長（川副 善敬 君）  
しばらく休憩します。

（14時40分 休憩）  
（14時41分 再開）

議 長（川副 善敬 君）  
休憩前に引き続き会議を開きます。  
教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

すいません、時間をとりまして申し訳ございません。

当初予算の段階におきまして、組んでた予算と、設計を行った際の予算のかい離が約400万円近くあったわけですが、今回、入札によって、それがまた減額ということになりましたので、その分が執行残として残ったということでございます。

議 長（川副 善敬 君）  
よろしいですか。  
ほかに質疑ありませんか。  
2番。

2 番（浜野 亘 君）

すいません、何点かあります。教えていただければと思います。

10ページですね、6款の地方消費税交付金1,300万円の減額。こんなにも差が出るものかなというふうに疑問を持ちましたので、わかっておれば教えていただきたいと思います。

それから16ページ、下のほうです。15款財産収入の2目利子及び配当金。その中の一番下ですけれども、利子及び配当金、1節、最初の行の財政調整基金利子。当初がですね、596万8,000円で、大きく減額で375万2,000円というのが何でかなと。利子っていえば利率が大体決まっておりますよね。それでなぜかと思って。

それから、同じことで17ページの最初の段の一番下、公共施設整備基金利子。当初が179万5,000円。それが大幅に793万円も。普通ならちょっと想像がつかない金額なので、教えていただければと思います。

それから、同じページ、17ページの16款寄付金。協働のまちづくり促進事業費寄付金。昨年がですね、頑張っていたいてPRもできてたと思いますけれども、1億2,000万円ばかり寄付していただいたんですが、先ほど説明の中では2,283万円ぐらいしか入ってないと。なぜこのようになったのか。全国的なものかもわかりませんが、相当な開きがありますので、何かわかっておれば教えていただきたいと思います。

それからもう一点、申し訳ないです。30ページですね、きのうも一般質問でありましたイノシシの対策なんですけど、当初で550頭の予算を組んであったんですね。500円下がったということで、その分の減額はあり得ますけども。多分、昨年もだいぶ減額したような記憶なんですけども、予算をただ単に多く組みすぎたということなんでしょうか。教えていただければと

思います。

議長（川副 善敬 君）  
企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

まず1つ目の10ページの地方消費税交付金の減でございますけれども、今年度の見込み、なぜ減額が大きかったのかっていうところまでは把握はできておりませんが、今現在わかっている部分でいけば、12月交付分のところで大きく前年度と減額がっております。

3月交付分につきましては、前年度と同程度の交付がっておりますけれども、全体として当初予算の見込みの段階で見込みが難しかったのではないかと考えております。

それから、16ページの財政調整基金の利子でございますけれども、全体的にこの利子及び配当金につきましては、債券運用の部分での利子が大きな影響であっております、その債券運用部分が全体的に約1,010万円程度の当初予算との開きがあったということで、債券運用分での利子の配当をさせていただいております。

その中で、財調の減と公共施設の増というところでございますけれども、こちらの配分の方法を、基金の残高に応じた配分に改めさせていただいた関係で、この減額と増額の幅がっておりますというところでございます。

それから、協働のまちづくりの17ページの寄付金でございますけれども、こちらは令和元年6月のふるさと納税制度の見直しというところで、前年度までは佐々産品ではないところも含めて計上を返礼品として掲載をしておったんですけれども、このふるさと納税制度の見直しということで厳格化されました関係で産品の数が減っております。その関係で、対前年度と比較して大幅な減ということになっております。

以上でよろしくお願いたします。

議長（川副 善敬 君）  
産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

御質問いただきました30ページの中ほどにあります6目の農業生産総合対策事業費のほうですが、こちらのほうでイノシシ対策の分の事業のほうになりますけれども、議員言われましたとおり、当初の予定のほうで550頭のほうで計上しておりましたけれども、今年度の状況を見ますと先月末の数字で370頭ほどの捕獲という形になっております。

550頭の計算につきましては、近年でも多いところでの見込みを計上させていただいておりますけれども、当課としまして、なるべく多くの捕獲のほうを望んでおりますけれども、一般質問のほうでもありましたように、なかなかとれないという形のほうでも伺っております、現状がそのような状態ですので、今回のほうは100頭ほどの減という形での計上をさせていただいております。

以上です。

議長（川副 善敬 君）  
2番。

2番（浜野 亘 君）

地方消費税交付金は実績に伴ってということですね。わかりました。

16ページ、17ページは財政調整基金と公共施設整備基金を一緒にして運用していったという事で理解できました。それぞれに基金の残高で、あとは割り振っただけ。当初予算はちゃんとその辺はされるんでしょうけど、わかりました。ありがとうございます。

ふるさと納税の件は、やっぱりきのうも一般質問でありましたけど、佐々産品をつくらないといけないんじゃないでしょうか。魅力あるものにしていかないと、こんな極端にですね、下がるというのは端的言って先がないと、魅力的なものがないっていうような証明だと思いますので、今後、検討していかないといけないというふうに思いました。

ありがとうございます。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

すいません、痛いところっていいですか、なかなか難しいところでございまして、我々もいろいろこう産経のほうもそうですけど、商工関係もしているんですけど、やはり特産品っていうのは、やはり開発費であり、佐々の名物っていうのをですね、つくらなければなかなか今のふるさと納税っていうのが、なかなか厳しいわけでございます。うちのほうが水産業がですね、なかなかないもんですから、そこら辺でもいろいろなところもありますし、産品の否定をされればなかなか難しいわけでございまして。そういうことで、我々につきましても特産品の開発というのはやらなければならないと思っていますので、今後、御協力をいただければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし。」の声あり）

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで、討論を終わります。

これから採決を行います。議案第17号 令和元年度佐々町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。お疲れ様でした。

（14時52分 散会）